

健康医療都市ひらかたコンソーシアム規約

(総則)

第1条 健康医療都市ひらかたコンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）は本規約によって運営する。

(役員)

第2条 本コンソーシアムに次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人以内
- (3) 監事 2人

2 役員任期は2年とする。ただし、任期途中で役員を交代する事案が生じた場合における新しい役員任期は、前任者の残任期間とする。ただし再任は妨げない。

3 会長は市の代表者をもって充て、その他の役員は会長が指名する者とする。

(役員職務)

第3条 会長は、本コンソーシアムを総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 監事は、本コンソーシアムの会計を監査する。

(会議の種類)

第4条 本コンソーシアムにおける会議の種類は、代表者会議及び事務レベル会議とする。

2 代表者会議は、本コンソーシアムの設立に関する協定書（以下「協定書」という。）

第3条に定める構成団体（以下「構成団体」という。）の代表者（以下「代表者」という。）で構成し、協定書第4条に定める事業のうち総括的事項として会長が指定するものを担当する。

3 事務レベル会議は、構成団体が選出した事務担当の責任者（以下「事務責任者」という。）で構成し、協定書第4条に定める事業のうち予算執行等の具体的事項として会長が指定するものを担当する。

(会議の運営)

第5条 代表者会議及び事務レベル会議にそれぞれ座長及び副座長を置く。

2 代表者会議の座長は、会長をもって充て、副座長は座長が副会長の中から指名する。

3 事務レベル会議の座長は、会長が指名する者をもって充て、副座長は座長が指名

する者とする。

- 4 座長は、会議の事務を総理する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長が欠けたとき又は座長に事故があるときは、その職務を行う。
- 6 会議は、必要に応じてそれぞれの座長が招集する。
- 7 会議は、代表者又は事務責任者の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 8 代表者又は事務責任者がやむを得ず会議に出席できない場合は、あらかじめそれぞれの座長に申し出て、代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、代表者及び事務責任者とみなす。
- 9 会議の議事は、出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 10 協定書第5条に定める連携団体は、代表者会議及び事務レベル会議にオブザーバーとして参加し、意見を述べることができる。

(事業等の承認)

第6条 本コンソーシアムで実施する事業、その事業に要する費用等については、代表者会議で承認を得るものとする。

(参画団体の承認)

第7条 本コンソーシアムに新たに参画する団体について、代表者会議で承認をするものとする。

(会計)

第8条 本コンソーシアム運営のために必要な費用は、構成団体からの負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本コンソーシアムの会計年度は、毎年度4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

(事務局)

第9条 本コンソーシアムの事務局は、枚方市健康部に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(附則)

この規約は、平成24年8月4日から施行する。